

第2期中期目標の策定

1 基本の方針

保健医療計画において県立病院に求められる機能や第1期中期目標の達成状況を踏まえ、県の医療の中核を担う県立病院機構が第2期中期目標期間中に果たすべき目標を、医療機能及び組織経営等の面から記載する。

2 目標の期間（案）

第1期と同じ5年間とする。（平成26年4月1日～平成31年3月31日）

3 策定に係る基本的考え方（案）

- 総論的な表現とし、将来、新たな役割や拡大の可能性がある事項も読み込める表現とする。
(具体的な取組み等は、中期計画で記載)
- 第1期の基本的役割を継続する。
 - ・高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野における第一級の病院
 - ・地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たす
- 第1期からの事情変化や課題等を踏まえ、今後取り組むべき重点事項等を追加、修正する。

4 第2期中期目標の策定に係る考え方及び骨子（案）

別紙 「地方独立行政法人静岡県立病院機構第2期中期目標の策定に係る考え方及び骨子（案）」とおり

※スケジュールは裏面のとおり

<参考>

◇地方独立行政法人法

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要な事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

スケジュール

年度	月	評価委員会	第1期中期目標期間評価	次期中期目標策定(県)	第2期中期計画策定(機構)	その他の業務
H24	8月	第1回会議	評価要領策定	策定スケジュール等説明	H23業務実績本評価、財務諸表意見	
	9月				→ 9月 議会報告	
	10月					
	11月					
	12月	意見交換	中期目標期間暫定評価の各病院ヒアリング		H24業務実績暫定評価の各病院ヒアリング	
	1月					
	2月	第2回会議	暫定評価審議	中期目標骨子審議	H24業務実績暫定評価	
	3月					
	4月	第1回会議		原案検討		
	5月					
H25	6月			中期目標原案審議		
	7月	第2回会議		原案修正 → ハブリックコメント		
	8月			中期目標最終案審議	→ 9月 議会審議決	H24業務実績本評価、財務諸表意見 → 9月 議会報告
	9月					委員改選
	10月	第3回会議				
	11月					
	12月	第4回会議				
	1月	第5回会議				
	2月					
	3月					
H26	8月	第1回会議	本評価審議		H25業務実績本評価、財務諸表意見 → 9月 議会報告	
	9月					